

会津大学後援会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、会津大学後援会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会津大学(以下「大学」という。)における教育の拡充発展、学生の教養向上及び福利厚生等の援助を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は大学内におく。

第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学生の福利増進のための諸事業に対する援助
- (2) 学生の就職活動に対する協力援助
- (3) その他第2条の目的のために本会が望ましいと認めたもの

第3章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

会 員 学生の保護者(又は保証人)並びに本会の趣旨に賛同した者

特別会員 本会に特に功労があった者及び大学職員の中から役員会で推薦された者

第4章 役 職 員

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会 長 1名
副会長 2名
常任委員 1名
委 員 若干名
監 事 2名

(選出)

第7条 役員は、会員の中から総会で選出する。

但し、常任委員は大学事務局長をもってあてる。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

第10条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

第11条 常任委員は、会長の命をうけ、本会の会務を掌理する。

第12条 委員は、会長の命をうけ、本会の重要事項を審議する。

第13条 監事は、会長の命をうけ、本会の会計を監査する。

(書記)

第14条 本会に書記2名をおく。

2 書記は、大学職員の中から会長が委嘱し、常任委員の指揮をうけて庶務及び会計の事務に従事する。

第5章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第15条 本会に名誉会長をおき、大学学長をもって充てる。

第 16 条 本会に顧問をおくことができ、役員会の推薦に基づき会長が任命する。

第 17 条 顧問は、会長の諮問に応じ、会長が必要と認めたときは役員会に出席して意見を述べることができる。

第 6 章 会 議

(会議)

第 18 条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

第 19 条 会議は会長が招集し、会議の議長は会長とする。

(総会)

第 20 条 総会は、毎年 1 回開催する。会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

第 21 条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員の選出に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 会則変更に関する事。
- (4) 顧問及び特別会員に関する事。
- (5) その他会長が必要と認められた事。

(役員会)

第 22 条 役員会は随時開催する。

第 23 条 役員会は次の事項を審議する。

- (1) 本会の運営に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 総会に附議すべき事項の決定に関する事。
- (4) その他会長が必要と認められた事。

第 7 章 経 理

(経理)

第 24 条 本会の経費は次の収入をもって充てる。

- (1) 会員の会費 学生就学中一人につき 53,130 円 (新 1 年生初回実施分の TOEIC 受験料 1 回分 3,130 円を含む。ただし編入学生及び ICTG コースの入学生については、TOEIC 受験料を含めない 50,000 円とする。)
- (2) 寄附金
- (3) その他の収入

(納期)

第 25 条 会費は入会の際全納するものとする。

第 8 章 会 計

(会計年度)

第 26 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(監査)

第 27 条 監事は、毎年 1 回以上本会の事業及び会計帳簿の監査を行い、役員会及び総会に報告するものとする。

第 9 章 そ の 他

第 28 条 本会の運営に関する必要な事項は、役員会の議を経て会長が定める。

附 則

本会則は、平成 5 年 4 月 14 日から施行する。

平成 5 年度の会計年度は、第 26 条の規定にかかわらず平成 5 年 4 月 14 日から始まるものとする。

附 則

- 1 本会則は、2020 年 4 月 1 日から施行し、改正後の会津大学後援会会則第 24 条の規定は、2020 年度以降に入会した者に適用する。
- 2 本会則の施行の日 (以下「施行日」という。)の前日に会員であった者で施行日以降も引き続き会員である者に係る会費については、改正後の会津大学後援会会則第 24 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 本会則は、2022年4月1日から施行し、改正後の会津大学後援会会則第24条の規定は、2023年度以降に入会した者に適用する。
- 2 本会則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に会員であった者で施行日以降も引き続き会員である者に係る会費については、改正後の会津大学後援会会則第24条の規定にかかわらず、なお従前の例による。